

「阿蘇市政治倫理条例」を制定しました

阿蘇市政治倫理条例

(目的)

本市議会は、市政が市民の厳肅な信託によるものであることを認識し、その付託に応えるため、9月定例会で政治倫理条例検討特別委員会より議案が提出され、全会一致で可決いたしました。

本条例の本則は、第1条から第16

条までの条文で成り立っています。

また、附則については、住民の皆様

に対する周知期間及び条例実施の準備

期間が必要なため、施行期日を平成22年4月1日といたしました。

なお、平成21年9月30日に本条例の公布を行い、同条例施行規則については10月5日に公布いたしました。

(議員及び市長等の行動基準)

第2条 議員及び市長等は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、その使命の達成に努め、次に掲げる事項を遵守して行動しなければならない。

- (1) 市民全体の利益の実現を目的として行動すること。
- (2) 地方自治の本旨にのつとり、本来の責務を全うす

ること。

- (3) 自らの行動を厳しく律し、品位と見識を養うこと。
- (4) 公正かつ清廉な選挙運動及び政治活動を通じて、

市民の支持と信頼を培つゝこと。

(5) 政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら進んで真摯かつ誠実にその疑惑を解明し、その責任を明らかにする」と。

(市民の責務)

第3条 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を有することを自覚し、自己の利益を図る目的をもつて議員及び市長等に対し、その地位による影響力を不正行使させるような働きかけを行つてはならない。

(政治倫理基準)

第4条 議員及び市長等は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。ただし、第6号の規定については、市長等を除く。

(1) 職務の遂行に当たり、市民全体の代表者として、その品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 市及び市から出資を受けたすべての団体等（以下「出資団体等」という。）が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体又は個人等のために斡旋や紹介等の有利な取り計らいをしないこと。

(3) その地位、肩書を利用して、又はその地位に伴う影響力の行使によって、金品その他の財産上の利益を收受し、又は要求しないこと。

(4) 市の発注する土木、建設事業などの公共事業に関

与し、またこれらに関与しようとする業者との金品の授受は一切行わないこと。

(5) 市の職員（臨時職員、嘱託職員を含む）の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正行使するよう働きかけないこと。

(6) 市の職員（臨時職員、嘱託職員を含む）の採用、昇格その他人事異動に関し、推薦又は紹介等の有利な取り計らいをしないこと。

(7) 政治活動に関し、企業、団体等から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこととし、その後援団体についても同様に措置すること。

(工事等の契約に関する遵守規定)

第5条 議員及び市長等の配偶者及び2親等以内の親族、又は議員及び市長等が役員をしている企業並びに議員及び市長等が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条及び第166条第2項の規定の趣旨を尊重し、市及び出資団体等が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退するように努め、市民に対し疑惑の念をいたかせるようなことがないようにしなければならない。

(政治倫理審査会の設置)

第6条 政治倫理に関する重要な事項を調査審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、阿蘇市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この条例による政治倫理の確立を図るために

市長から諮詢を受けた事項につき調査し、市長に対しても必要な答申、勧告又は建議をすることができる。

3 審査会の委員は、7名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市長が適當と認める者

4 審査会の委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、特別な事情がある場合において、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。

(守秘義務等)

第7条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 審査会の委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。

3 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(市民の調査請求権)

第8条 市民は、議員及び市長等が第4条に規定する政治倫理基準、又は第5条の請負契約等に関する遵守規定に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、議員に係るものについては議長に、市長等に係るものについては市長に、調査を請求することができる。

2 市民は、個人の利益又は特定の政治的な目的のために利用してはならない。

3 議長は、第1項の規定により議員に対する調査の請求を受けたときは、直ちにその書面の写しを市長に送付するものとする。

4 市長は、第1項の規定により市長等に対する調査の請求を受けたときは、直ちにその書面の写しを議長に送付するものとする。

5 市長は、第3項の規定により送付を受けたとき、又は第1項の規定により市長等に対する調査の請求を受けたときは、直ちに審査会に審査を付託しなければならない。

(倫理基準違反の審査及び公表)

第9条 審査会は、前条第5項の規定による審査を付託されたときは、当該調査請求の適否又は当該事案の存否の審査を行い、審査会が必要と認める措置を勧告することができる。

2 審査会は、前項の審査を行うため、関係人から事情聴取及び資料提供など必要な調査を行うことができる。

3 第1項の規定による勧告は、文書をもつて行い、かつ理由を付さなければならぬ。

4 審査会は、審査の付託を受けた日から起算して60日内に審査結果を市長に書面で提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定により提出された審査結果の報告が議員に係るものである場合は、議長に送付しなければならない。

6 議長又は市長は、審査結果の写しを請求者に送付するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(資産報告書の提出)

第10条 審査会は、事案の解明のため必要があるときは、規則で定めるところにより、資産報告書の提出を求めることができる。

(議員又は市長等の協力義務)

第11条 議員又は市長等は、審査会の要求があるときは、審査会に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

(虚偽報告等の公表)

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、関係機関及び団体等に照会して事案の実態を明らかにするものとする。

(贈収賄罪等確定後の措置)

第15条 議員又は市長等が前条の有罪の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）

第11条第1項の規定により失職する場合を除き、議会又は市長は、その名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 議会は、前項の当該議員に議会の名誉と品位を損なう重大な行為があると認めるときは、地方自治法第134

条及び第135条の規定に基づき懲罰を科すことができ
る。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(収賄罪等起訴後における釈明)
第14条 議員又は市長等が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの各条又は第198条に定める贈収賄罪その他職務に関連する犯罪により起訴され、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、当該議員又は市長等は、起訴された日から50日以内に、議員については議長に、市長等については市長に説明会の開催を求め、市民に対し自己の責任について釈明しなければならない。



2 市民は、前項の規定による説明会が開催されないと
は、有権者50名以上の連署をもって、当該議員又は市長等に説明会の開催を請求することができる。

3 前2項の説明会において、市民は、当該議員又は市長等に質問することができる。

4 当該議員又は市長等は、説明会に代理人を出席させ又は補佐人をつけることはできない。